唐津市条件付一般競争入札における入札参加資格要件取扱要綱

平成３０年４月１日

唐津市告示第４３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、唐津市が条件付一般競争入札を実施するにあたり、唐津市建設工事等競争入札実施要綱（平成２０年告示第１９７号。以下「実施要綱」という。）第２１条第１項第３号に規定する地域要件に関し必要な事項を定めるものとする。

（要件）

第２条　実施要綱第２１条第１項第３号に規定する地域要件は、対象工事の性質又は目的を考慮し、概ね次のとおり取り扱うものとする。

(1) 唐津市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）で十分施工可能で、かつ、競争性も確保できると認められる場合は、市内業者を入札参加対象とした地域要件とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、唐津市内に支店又は営業所等を有する業者（以下「準市内業者」という。）のうち、次のいずれにも該当する業者を認定準市内業者とし、市内業者と同等に取り扱うものとする。

ア　唐津市内に支店又は営業所等を開設し、継続して１０年以上経過していること。

イ　唐津市に法人市民税を納税していること。

ウ　唐津市内の支店又は営業所等の事務所に事務等を執り行える器具、固定電話、複写機、家具類、備品等を専用で備えていること。

エ　常に連絡が取れる体制になっていること。ただし、不在転送電話になっている場合及び単なる連絡員の配置による取次ぎをしている場合は、常に連絡が取れる体制と認めないものとする。

(3) 前号に規定する認定準市内業者を市内業者と同等に取り扱う工事の対象は、次のとおりとする。

ア　設計金額が８，０００万円以上の土木一式工事又は水道施設工事

イ　設計金額が１億５，０００万円以上の建築一式工事

ウ　設計金額が７，５００万円以上のとび・土工・コンクリート工事

エ　設計金額が６，０００万円以上の電気工事又は管工事

（申請書の提出）

第３条　認定準市内業者の登録申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 準市内業者の入札参加資格要件認定に係る申請書（第１号様式）

(2) 従業員一覧表（第２号様式）

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（認定準市内業者の登録）

第４条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該書類等の審査を行い、適格と認めるときは認定準市内業者として登録するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査のほか、必要に応じ、実態調査を行うものとする。

（審査結果の通知）

第５条　市長は、前条の規定により審査した結果を準市内業者の入札参加資格要件認定結果通知書（第３号様式）により申請者に通知しなければならない。

（登録の有効期間）

第６条　認定準市内業者の登録の有効期間は、登録する年度に限るものとする。

（実態調査）

第７条　市長は、認定準市内業者の登録者が第２条第２号に規定する認定準市内業者の要件（以下「認定要件」という。）を満たしているかの確認をするため、必要に応じ、随時実態調査を行うものとする。

（登録の取消し）

第８条　市長は、前条の実態調査に応じないとき、又は実態調査の結果、認定要件を満たしていないことが判明したときは、認定準市内業者の登録を取り消すものとする。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名を行う競争入札から適用する。

附　則（平成３１年告示第４２号）

（施行期日等）

１　この要綱は、告示の日から施行し、平成３１年度の認定準市内業者の登録から適用する。

（経過措置）

２　この要綱の際現に登録されている認定準市内業者の登録の有効期間は、この要綱による改正後の唐津市条件付一般競争入札における入札参加資格要件取扱要綱第６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。